

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

現 行		修 正（案）	
【P 1】下から４行目 そこで、平成２４年７月、今後の大地震に備え、関係機関や地域住民からなる「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会 <u>資料</u> ①」を設置し、それぞれが共通の認識をもって帰宅困難者対策が取れるよう、数回にわたり対策を検討し、その結果を本マニュアルとしてとりまとめました。		そこで、平成２４年７月、今後の大地震に備え、関係機関や地域住民からなる「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設置し、それぞれが共通の認識をもって帰宅困難者対策が取れるよう、数回にわたり対策を検討し、その結果を本マニュアルとしてとりまとめました。<u>（資料 ①参照）</u>	
【P 3】表中 [<u>交通</u>事業者]		[<u>鉄道</u>事業者]	
[一時滞在施設] ①習志野文化ホール ②千葉工業大学 ③ホテルメッツ津田沼		[一時滞在施設] ①習志野文化ホール ②千葉工業大学 ③ホテルメッツ津田沼 <u>④サンロード津田沼（市庁舎分室）</u>	
[千葉県] ①<u>葛南地域振興事務所</u>	○<u>本庁</u>との調整を図り	[千葉県] ① <u>防災政策課</u>	○<u>市</u>との調整を図り
【P 4】９行目 また、利用客等に対しても、パンフレットの配布など、<u>可能な手段を使って</u>ルールの普及・啓発に努めます。		また、利用客等に対しても、パンフレットの配布など <u>により、</u>ルールの普及・啓発に努めます。	
【P 4】下から８行目 そこで、各機関においては、地震発生時の安否確認方法として、「災害用伝言ダイヤル１７１・災害用伝言板 <u>資料 ②</u>」などのサービスが活用可能であるということを、従業員等にあらかじめ周知しておきます。 <u>また</u>併せて、		そこで、各機関においては、地震発生時の安否確認方法として、「災害用伝言ダイヤル１７１・災害用伝言板」などのサービスが活用可能であるということを、従業員等にあらかじめ周知しておきます。<u>（資料 ②参照）</u> 併せて、	

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

現 行	修 正（案）
【P 5】2行目 地元町会においても、<u>市民</u>が集まる機会を活用して、災害時の安否確認方法を周知します。	地元町会においても、<u>地域住民</u>が集まる機会を活用して、災害時の安否確認方法を周知します。
【P 5】表中 （1）<u>水</u> 1人当たり1日<u>3</u>リットル ⇒計<u>9</u>リットル	（1）<u>飲料水</u> 1人当たり1日<u>2</u>リットル ⇒計<u>6</u>リットル
【P 6】2行目 3 <u>協定の締結及び</u>必要な通信手段を整備する <u>一時滞在施設となる3つの施設と「災害発生時における（特別な配慮が必要な）帰宅困難者の受入等に関する協力協定資料11-①・②」を締結したため、必要に応じた内容の見直し等を適宜行います。</u> <u>また、一時滞在施設や駅等の関係施設に専用の通信手段（PHSや防災無線など）を整備し、緊急時の連絡体制を確保します。</u>	3 必要な通信手段を整備する 一時滞在施設や駅等の関係施設に専用の通信手段（PHSや防災無線など）を整備し、緊急時の連絡体制を確保します。
【P 6】18行目 また、各機関での担当者や連絡先等<u>が変わった</u>場合には、	また、各機関での担当者や連絡先等<u>に変更があった</u>場合には、
【P 7】2行目 帰宅困難者を一時的に受入れ、可能な範囲で物資の提供を行うなど、帰宅困難者を支援するため<u>の施設として、習志野市は、次の3つの機関と「災害発生時における（特別な配慮が必要な）帰宅困難者の受入等に関する協力協定資料11-①・②」を締結しています。</u>	帰宅困難者を一時的に受入れ、可能な範囲で物資の提供を行うなど、帰宅困難者を支援するため、習志野市は、<u>サンロード津田沼（市庁舎分室）を一時滞在施設として指定している他、千葉工業大学・習志野文化ホール・ホテルメッツ津田沼※と「災害発生時における（特別な配慮が必要な）帰宅困難者の受入等に関する協力協定」を締結しています。（資料11-①、資料11-②参照）</u>

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

現 行	修 正（案）
【 P 7 】 6 行目 <u>○対象施設</u> <u>千葉工業大学・習志野文化ホール・ホテルメッツ津田沼※</u>	（削除し追加） <u><主な協定内容></u>
【 P 7 】 1 8 行目 <u>○事前周知・広報</u> 一時滞在施設である <u>3</u> つの機関は、	<u>なお、協定を締結している3つの施設は、</u>
【 P 7 】 2 5 行目 災害時要援護者	要配慮者
【 P 8 】 表中 [<u>交通</u> 事業者]	[<u>鉄道</u> 事業者]
[一時滞在施設] ① 習志野文化ホール ② 千葉工業大学 ③ ホテルメッツ津田沼	[一時滞在施設] ① 習志野文化ホール ② 千葉工業大学 ③ ホテルメッツ津田沼 <u>④ サンロード津田沼（市庁舎分室）</u>
[千葉県] ① <u>葛南地域振興事務所</u>	[千葉県] ① <u>災害対策本部（危機管理課）</u> ② <u>葛南地域振興事務所</u>
【 P 9 】 5 行目 2 運行状況・駅の情報収集（提供）する P14 ■市は、3 駅に連絡 <u>するとともに、</u> 各駅に職員を派遣し、	2 運行状況・駅の情報収集（提供）する P14 ■市は、3 駅に連絡 <u>し、場合によっては</u> 各駅に職員を派遣し、

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

【P 1 0】7行目 また、一時滞在施設（千葉工業大学・習志野文化ホール）で 滞在が困難な	また、一時滞在施設（千葉工業大学・習志野文化ホール・ <u>サ ンロード津田沼（市庁舎分室）</u> ）で滞在が困難な
【P 1 0】8行目 災害時要援護者等	要配慮者等
【P 1 0】イメージ図右上 千葉工大 文化ホール	千葉工大 文化ホール <u>サンロード</u>
【P 1 0】イメージ図右 災害時要援護者	要配慮者等

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

現 行	修 正（案）
【P 1 1】 1 7 行目 ○災害時、どの通信手段が使えるかは、実際に災害が起きてみないとわかりません。市はF A X・電話・メール（パソコン・携帯電話）・携帯電話の登録制緊急メールなど、<u>その時使用できる</u>手段で情報を発信し、	○災害時、どの通信手段が使えるかは、実際に災害が起きてみないとわかりません。市はF A X・電話・メール（パソコン・携帯電話）・携帯電話の登録制緊急メールなど、<u>可能な</u>手段で情報を発信し、
【P 1 2】 8 行目 ④習志野市からの情報発信は、市ホームページ・一斉 FAX・一斉メール（パソコン・携帯電話）・登録制緊急メール・電話等、<u>そのときに使える</u>手段を用いて行い、	④習志野市からの情報発信は、市ホームページ・一斉 FAX・一斉メール（パソコン・携帯電話）・登録制緊急メール・電話等、<u>可能な</u>手段を用いて行い、
【P 1 2】 体系図中 千葉県 <u>葛南地域振興事務所</u>	千葉県 <u>（災害対策本部・危機管理課）</u>
【P 1 4】 3 行目 習志野市は、各駅に連絡し、<u>または</u>場合によっては職員を直接駅に派遣し、被害状況・運行状況・混乱状況の把握を行い、<u>状況確認票</u>に記録します。	習志野市は、各駅に連絡し、場合によっては職員を直接駅に派遣し、被害状況・運行状況・混乱状況の把握を行い、<u>「被害状況確認表」</u><u>資料 12</u>に記録します。
【P 1 4】 9 行目 ・・・それが困難な場合は、交通機関のホームページや、テレビ・ラジオ等<u>で情報を収集したり、市からの一斉 F A X・一斉メール（パソコン・携帯電話）などを受信し、運行状況等を</u>収集します。	・・・それが困難な場合は、交通機関のホームページや、テレビ・ラジオ、<u>市からの一斉 F A X・一斉メール（パソコン・携帯電話）などで、運行状況等の情報を</u>収集します。
【P 1 4】 3 0 行目 なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、	なお、災害救助法が適用されるような大きな災害が発生した場合、帰宅困難者の対応に要した水や食料等にかかった費用は、

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

支弁されますので、	国庫負担の対象となる可能性がありますので、
【 P 1 5 】 1 3 行目 ・・・被害状況等の把握を行い、「<u>各機関</u>被害状況確認表 資料 12」に記録します。	・・・被害状況等の把握を行い、「被害状況確認表 資料 12」に記録します。

帰宅困難者支援マニュアル 新旧対照表（修正箇所のみ）

現 行	修 正（案）
【P 1 5】 1 5 行目 その上で、一時滞在施設の <u>3</u> つの施設と、開設の可否を協議し、決定します。 各機関は、被害状況等を、「情報連絡カード <u>資料 4</u>」を活用し、<u>て</u> 習志野市災害対策本部に連絡します。	その上で、一時滞在施設の <u>4</u> つの施設と、開設の可否を協議し、決定します。 各機関は、被害状況等を、「情報連絡カード <u>資料 4</u>」を活用し、<u>可能な手段で</u> 習志野市災害対策本部に連絡します。
【P 1 6】 4 行目 ・・・登録制緊急メール、ホームページなど、<u>その時に使用できる</u> 手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。	・・・登録制緊急メール、ホームページなど、<u>可能な</u> 手段を使って、一時滞在施設や避難所の状況を連絡します。
【P 1 6】 一時滞在施設一覧	（追加） <u>サンロード津田沼（市庁舎分室） 一般の帰宅困難者（一時滞在施設で滞在が可能な者）</u>
【P 1 7】 7 行目 ① 習志野市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、<u>文書</u>「帰宅困難者一時受入等協力要請書 <u>資料 6</u>」により開設を要請します。ただし、<u>文書で要請する暇がなければ、口頭で</u> 要請し、事後、<u>文書</u> を速やかに提出します。	① 習志野市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、「<u>（特別な配慮が必要な）</u> 帰宅困難者一時受入等協力要請書 <u>資料 6</u>」により開設を要請します。ただし、<u>緊急を要する場合は、口頭、電話等により</u> 要請し、事後、<u>要請書</u> を速やかに提出します。
【P 1 7】 1 3 行目 ・・・を判断し、<u>文書</u>「帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書 <u>資料 7</u>」により習志野市へ連絡します。ただし、<u>文書で回答する暇がない場合は口頭で</u> 連絡し、事後、<u>文書</u> を速やかに提出します。また、受入れできないと判断した場合も、速やかにその旨を連絡します。	・・・を判断し、「<u>（特別な配慮が必要な）</u> 帰宅困難者一時受入等回答（受諾）書 <u>資料 7</u>」により習志野市へ連絡します。ただし、<u>緊急を要する場合は、口頭、電話等により</u> 連絡し、事後、<u>回答（受諾）書</u> を速やかに提出します。また、受入れできないと判断した場合も、速やかにその旨を連絡します。